

京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を改正する規則を公布する。

平成19年3月29日

京都市長 梶本頼兼

京都市規則第102号

京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を改正する規則

京都市既成宅地防災工事資金融資規則の一部を次のように改正する。

第6条第1項各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第3項を次のように改める。

3 第1項の規定にかかわらず、独立行政法人住宅金融支援機構法第2条第6項に規定する災害予防関連工事を行おうとする者は、同法第13条第1項第6号に規定する資金の貸付け（以下「機構融資」という。）の申込みをしなければ、融資を受けることができない。

第7条中「公庫融資」を「機構融資」に改める。

第8条第4項中「公庫法第21条第1項の規定に基づき住宅金融公庫」を「独立行政法人住宅金融支援機構」に改める。

第1号様式注以外の部分中「住宅金融公庫」を「住宅金融支援機構」に改める。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(都市計画局都市景観部開発指導課)